

プレス・リリース

2019年3月26日

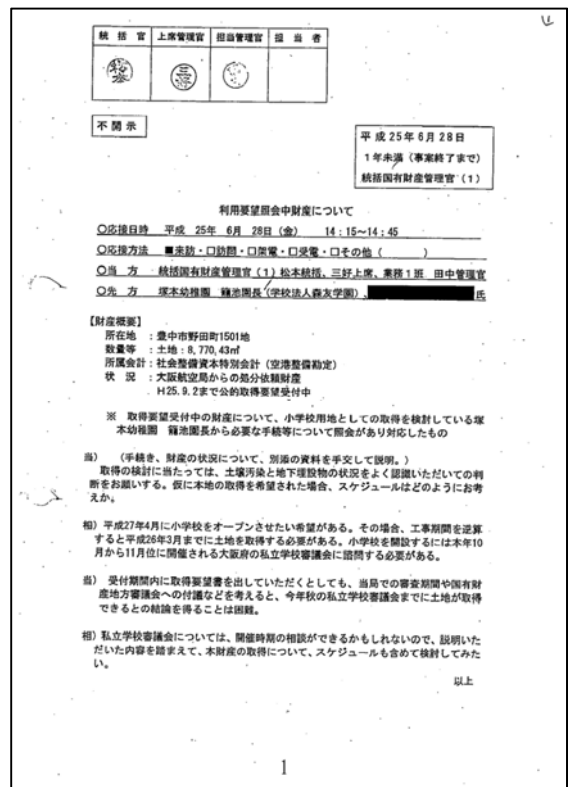
## 財務省 森友学園文書で一部黒塗りを不開示部分なしと決定 理財局保有分は一部黒塗り文書のみが理由 しかし財務省としては黒塗りなしの文書を保有

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

当法人を原告として、財務省と国土交通省の森友学園交渉記録を不存在とする決定に対する情報公開訴訟を2017年5月に東京地裁に提訴し、係争中です。国会で問題化してから決裁文書改ざん、交渉記録廃棄したことを財務省として認め、改ざん前決裁文書、森友学園等との交渉記録を公表（一部黒塗りあり）し、調査結果を公表しました。これを受けて、2018年12月に財務省が当初の不存在決定を取り消し（処分の違法性を認める）、約1万枚近くの本書を特定し、一部開示決定を行いました（経緯は別紙参照）。

今回特定された文書の中には、財務省が決裁文書の改ざんを認めた後にウェブサイトで公表した改ざん前決裁文書、そして廃棄したとしてきた森友学園等との交渉記録（以下、公表文書）が含まれていました。公表されているこれらの文書は、いずれも右図のように部分的に黒塗りがされていますが、この度の財務省の決定では、公表文書には不開示部分がないことになっていました。

公表文書で黒塗りされているのは、民間人の氏名や事業者名、森友学園側の印影などのごく一部分で、通常の情報公開法の解釈運用では、不開示とされることの多い情報であり、それを良しとするかは別にして、黒塗りしていること自体に不自然な点はありません。しかし、黒塗りしているにもかかわらず、財務省は不開示部分を特定せず、不開示理由もつけておらず、決定上は全部開示（不開示部分なし）であったため、当法人が財務省に確認したところ、以下のことがわかりました。



- ・ 財務省ウェブサイトで公表した文書について、当法人に対する一部開示決定では黒

塗りの部分のある公表文書を不開示部分なしと決定したことは認める

- ・ 理由は、財務省理財局として保有している公表文書は黒塗りされた後のもののみで、黒塗りされていない文書を保有していないから。今回の一部開示決定の際に、保有している黒塗り文書からさらに新たに不開示とした部分がないので、不開示の決定を行っていない
- ・ 決裁文書改ざん等の調査は財務省大臣官房秘書課が行っており、財務省内では黒塗りのない状態の公表文書は保有されている。当法人に対する一部開示決定を行ったときに、黒塗りのない公表文書が財務省内にあることは把握されていた
- ・ 黒塗りの公表文書を特定して不開示部分なしとしたのは、公表文書が4000枚近くあり、個別に審査をすると相当に時間がかかり迷惑をかけるため、理財局保有の黒塗り文書を特定して不開示部分なしで決定した

当法人としては訴訟で係争中の案件であり、このような決定は以下のような理由から問題があり、不適法と認識しています。

- ・ 財務省として黒塗りのない状態の文書を保有しており、それを認識しながら財務大臣の名前で不開示部分なしとする決定は、情報公開法に対する基本的認識を欠いた明らかな誤りであり、黒塗りをとって全部公開とするべきであること
- ・ 黒塗り部分を全部公開であるかのように決定することは、不開示部分について異議を申し立てる機会を奪う請求者に不利益を与えるものであり、一方、全部開示とした決定から一部を不開示とする決定に変更することは、請求者に不利益を与える決定変更であり、本来は認められるべきではないもので、いずれの場合も請求者に著しい不利益を与える不適法なものであること

※ 審査請求後にこのような自体が発覚した場合、行政不服審査法は不利益な処分への変更（不開示部分なしの決定から一部を不開示とするような決定）を禁止している

なお、当法人は現在、財務省が黒塗りがある文書の不開示部分を特定していない決定を行っていることについて、どのような認識にあるか再度照会中です。

前述の通り、当法人は国（財務省・近畿財務局、大阪航空局が処分庁）に対し森友学園問題文書の情報公開について東京地裁で係争中で、次回期日が4月24日（水）の10時半からとなっているため、期日を考慮しながら対応を検討する予定です。

以上

◆連絡先

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス（担当 三木）  
〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町 14-7 芝本マンション 403  
TEL.03-5269-1846 FAX.03-5269-0944  
E-Mail [icj@clearing-house.org](mailto:icj@clearing-house.org)

## 1 本事案の概要

訴訟の対象：①近畿財務局と財務省の行った森友学園への国有地売却に関する交渉・協議等に関する内容を記録したもの（4件）

②大阪航空局の行った森友学園への国有地売却に関連して財務省近畿財務局と行った協議・打ち合わせの内容のわかるものと資料、本省との協議、打ち合わせ、照会の内容のわかるものと資料（3件）

原告：特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス  
理事長 三木由希子（法人としての提訴）

被告：国（処分庁 財務省、近畿財務局、大阪航空局）

提訴日：2017年5月19日

代理人：喜田村洋一、大島義則、出口かおり、藤原大輔

## 2 本事案の経過

2017/2/27	近畿財務局、大阪航空局に情報公開請求
2017/3/2	財務省本省に情報公開請求
2017/3/30	大阪航空局不存在決定
2017/3/31	近畿財務局不存在決定
2017/4/5	財務省本省不存在決定
2017/5/19	東京地裁に不存在決定取消請求、国家賠償請求で提訴。並行して証拠保全を申立て
2017/5/31	東京地裁証拠保全申立て却下
2017/7/20	東京高裁証拠保全申立ての抗告棄却
2017/9/14	最高裁証拠保全申立て特別抗告・抗告棄却
2018/6/4	財務省「決裁文書の改ざん等に関する調査報告書」を公表
2018/12/11	財務省・近畿財務局が不存在決定を取消し、協議等文書を一部開示決定（なお、対象文書のうち財務省本省と近畿財務局間、近畿財務局と大阪航空局間の協議等記録は全部不開示）
2019/3/11	大阪航空局が不存在決定を取り消し、協議等文書を一部開示決定